

年企発0719第5号
2018（平成30）年7月19日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長
（公印省略）

平成30年7月豪雨による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について

平成30年7月豪雨による災害に対しては、「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成30年政令第211号。以下「政令」という。）が別添1のとおり平成30年7月14日に公布され、同日より施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）（別添2）の規定の一部が適用されることとなったところである。

政令は、平成30年7月豪雨による災害を法第2条第1項の特定非常災害に指定し、その被害者について、法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責等に関して所要の措置を講ずるものである。

主な内容等は下記のとおりであるので、企業年金制度等（厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び国民年金基金制度をいう。）について、災害の影響等を十分に配慮し、適切な運用が図られるよう、遺漏なきを期されたい。

記

法第4条に定める法令上の義務者であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責に関する措置については、以下のように取り扱われたい。

- (1) 法令に規定されている義務のうち、平成30年6月28日から平成30年9月27日までの間に履行期限が到来するものであって、特定非常災害により当該期限までに履行されなかったことにより、法令義務違反として、罰金等の刑事上、行政上の責任が問われる場合において、平成30年9月28日までに義務が履行されたときには、免責することとしたこと。
- (2) 法第4条第1項の「法令に規定されている」とは、法令に基づき直接課せられる義務を対象とするものであり、例えば、確定給付企業年金法（平成13年法律第50

号) 第 102 条第 1 項に基づき履行期限の定められていない条項について違反の改善の措置を命じる場合のように、法令に基づく処分であって初めて具体的に履行期限を定めて義務が課せられることとなるもの等は含まないものであること。(「参考」を参照のこと)

- (3) 法第 4 条第 1 項及び政令第 1 条によって規定される「平成 30 年 7 月豪雨による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった」とは、履行義務者ごとに個別に判断することとなるが、一般的には、直接・間接を問わず特定非常災害により被害を受けたか否か、すなわち、履行義務者が当該義務の履行ができなかったか否かによって判断されること。
- (4) 当該措置の対象となるのは、「行政上及び刑事上の責任」であるので、民事上の責任については免責の対象とならないものであること。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(政令)

○平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(二二二)

○平成三十年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令(二二二)

(告示)

○平成三十年七月豪雨による災害に関する、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置について定める件(国家公安委三三三)

本号で公布された
法令のあらまし

◇平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第二二二号)(内閣府本府)

1 平成三十年七月豪雨による災害を特定非常災害として指定することとした。(第一条関係)

2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。(第二条関係)

(一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

(二) 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

(三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置

(四) 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置

(五) 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成三十年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令(政令第二二二号)(法務省)

1 平成三十年七月豪雨による災害を総合法律支援法第三十条第一項第四号に規定する非常災害として指定することとした。(第一条関係)

2 1の非常災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号に規定する民事上の法律関係に著しい混乱を生じる恐れがある地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法(昭和二十二年法律第一一八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とすることとした。(第二条第一項関係)

3 1の非常災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号に規定する被災者の生活の再建に当たり必要となる法律相談を実施する期間は、この政令の施行の日から平成三十一年六月二十七日までとする(第二項関係)

4 この政令は、公布の日から施行することとした。

政

令

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年七月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二二二号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」といふ)第二条第一項の特定非常災害として平成三十年七月豪雨による災害を指定し、同年六月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成三十年十一月三十日とする。

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成三十年九月二十八日とする。

(法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十二年六月二十六日とする。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法(昭和二十二年法律百十八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成三十一年二月二十八日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成三十三年五月三十一日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子
法務大臣 上川 陽子

第五十六条第三号中「第十七条の十七第二項」を「第十七条の十七第三項」に改める。
 第五十七条第五号中「第十七条の十七第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。
 第五十八条第十四号中「又は普通したる」若しくは普通したる、又は同条第五項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした」に改める。

附則

(施行期日)
 第一條 この法律は、公布の日から起算する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中船員法第七十七條の二及び第七十七條の三の改正規定(同法第七十七條の二第二項及び第五項、第七十七條の三第二項並びに同法第三項において準用する第七十七條の二第五項に係る部分に限る)、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第一條中船員法第七十七條の二及び第七十七條の三の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、同法第七十八條の改正規定、同條の次に二條を加える改正規定、同法第七十九條及び第八十條の改正規定並びに附則第三條の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(船員法の改正に伴う経過措置)
 第二條 この法律の施行前に第一條の規定による改正前の船員法(以下この条において「旧船員法」という。)第二百二十條の二第一項の規定により行政官庁がした通告は、第一條の規定による改正後の船員法(以下この条において「新船員法」という。)第二百二十條の二第三項の規定により行政官庁がした通告とみなし、この法律の施行前に旧船員法第二百二十條の二第二項の規定により行政官庁がした処分は、新船員法第二百二十條の二第三項の規定により行政官庁がした処分とみなす。

(罰則に関する経過措置)
 第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (運輸審判法の一部改正)
 第四條 運輸審判法(昭和二十四年法律第五十七條)の一部を次のように改正する。
 第三條の二第一項第六十九号を次のように改める。

六十九 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
 第四條第一項中第二十九号の二を削り、第二十九号の七の次に次の一号を加える。
 二十四の八 外国船舶に立ち入り、船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に關し乗組員に質問をし、及び必要な処分をすること。
 第四十條第一項第四十二号を次のように改める。
 四十二 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

運輸大臣 亀井 善之

内閣総理大臣 橋本龍太郎

平成八年六月十四日
 内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第八十五号
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等に関する法律
 (趣旨)
 第一條 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等に関する法律、特定非常災害が発生した場合には行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかつた義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第三十二号)による調停の申立ての手数料の特例及び建築基準法(昭和二十五年法律第三十一号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定)
 第二條 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するため措置を講ずることに特に必要と認められるものが発生した場合に、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日、当該非常災害が発生日として定めるものとする。
 第三條 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に對し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。
 (行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)
 第三條 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に係る法律、政令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第五十号)第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは同法第十四條第一項の告示(以下「法令」という。)の履行に關する事務を所掌する国の行政機関(以下「行政機関」という。)は、当該行政機関が同法第三條第二項に規定する委員会である場合に、当該行政機関は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつて、その存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益を回復させるため必要と認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長満了日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。
 一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日より前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日より後に満了するもの。
 二 法令に基づき両方から利益を付与する区分その他の行為を当該行為に係る権利を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日より後に満了するもの。

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
 3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長満了日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

延長満日

4 延長満日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長満了日の翌日以後においても特に経緯して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置については他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置)
 第四條 特定非常災害発生日より後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを免責する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行について、免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたことについて、責任は問われなかつたものとする。

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
 3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長満了日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

延長満日

4 延長満日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長満了日の翌日以後においても特に経緯して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置については他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置)
 第四條 特定非常災害発生日より後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを免責する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行について、免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたことについて、責任は問われなかつたものとする。

- 3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に経理して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の種別となる法令の条項(以下、新たに、当該特定義務が不履行に於いて免責に係る期限を定めることのできる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- (債務超過を理由とする法人の破産宣告の特例に関する措置)
- 第五條 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二條第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するもの(以下、この条に定める措置を指定するもの)の履行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産の宣告をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産の申立てをした場合は、この限りでない。
- 2 裁判所は、法人に対して破産の申立てがあった場合において、前項の規定によりその法人に対して破産の宣告をすることができないときは、破産の宣告を確保する決定をしなければならぬ。
- 3 裁判所は、前項の規定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の決定をすべき第一項に規定する事情について変更があったときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。
- 4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十條第二項(他の法律において準用する場合を含む。)の規定は、特定非常災害発生日から第一項に規定する政令で定める日までの間、同項本文の法人については適用しない。(民事調停法による調停の申立ての手取料の特例に関する措置)
- 第六條 特定非常災害により借地権関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非

- 常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事上の紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三條第一項の規定にかかわらず、その申立ての手取料を納めることを要しない。
- (建築基準法による緊急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)
- 第七條 建築基準法第三十二号の特定行政庁は、同法第八十五條第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の確保に足らざるに相当する期間を超えて当該被災者の居住の用に供せられていない緊急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
- 附則
(施行期日等)
- 1 この法律は、公布の日から起算して、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。
 - 一 第一條及び第七條の規定 平成七年一月一日以後に発生した災害
 - 二 第三條から第六條までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害
 - 2 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
 - 第四條中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の二号を加える。
 - 二十四 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)の施行に関する事務を処理すること。
 - 二十五 第七條第一項「第四條第二十四号」を「第三條第二十五号」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第四十五号中「及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)を」と、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)に改める。

内閣府大臣 橋本龍太郎
法務大臣 長尾 立平
建設大臣 中尾 栄一

政 令

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令を公布する。

署名 御 璽
平成八年六月十四日
内閣府大臣 橋本龍太郎
公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令

公正取引委員会事務局組織令(昭和二十七年政令第三百七十三号)の一部を次のように改正する。

署名を次のように改める。

公正取引委員会事務局組織令
目次中「部」を「局」に、「経済部」(第十四條)、「第三條」(取引部)、「第二十五條」(第三十四條)、「第四條」(審判部)、「第二十五條」(第三十四條)を「第三條 審判局」(第二十五條)、「第三十四條」に改める。

- 1 「第一節 官房及び部の設置等」を「第一節 官房及び局の設置等」に改める。
 - 第一條を次のように改める。
(官房、局及び部の設置)
第一條 公正取引委員会の事務局に、官房及び次の二局を置く。
経済取引局
審判局
- 2 経済取引局に取引部を、審判局に特別審査部を置く。
 - 第二條第一項中「四人」を「二人」に改め、同条第二項中「事務局長」を「事務局長」に、「事務局」を「事務局局」に改める。
 - 第三條第二項中「事務局長」を「事務局長」に、「事務局」を「事務局局」に改める。
 - 第五條第一号中「局内事務」を「事務局局の事務」に改め、同条第四号中「審判の事務」の下に「(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)以下「独占禁止法」という。第五十一條の二の規定による。公正取引委員会審判官をして行わせることとした事務を除く。第十條第十二号において同じ。以下「審判官」という。事務局長の所掌事務で他の局の所掌に改める。
 - 第六條(見出しを含む)中「経済部」を「経済取引局」に改め、同条第三号を第五号とし、同条第二号中「請求」の下に「並びに届出、報告及び通知の受理」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。
 - 一 独占禁止政策に関する基本的事項の企画に関すること。
 - 二 国会に対する意見の提出に関すること。
 - 三 第六條に次の五号を加える。
 - 六 不正な取引方法の指定に関すること。
 - 七 再販売価格に関する商品の指定に関すること。
 - 八 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)の施行に関すること。
 - 九 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十一年法律第百三十四号)の施行に関すること(他の所掌に属するものを除く)。

＜参 考＞

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第4条に係る企業年金等関係法令等

厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法）関係

条文	義務内容	期日等
第116条 ・厚生年金基金令（※1）第3条、第4条、第42条	厚生年金基金の公告	（設立の場合）4週間以内 （変更の場合）2週間以内 （解散の場合）2週間以内
第174条（第98条第4項の準用）	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者の死亡届出	10日以内
第177条 ・厚生年金基金規則（※2）第56条第1項、第2項	報告書の提出	（業務報告書）毎年3月、6月、9月、12月の翌月15日まで （運用報告書）翌事業年度9月30日まで

※1 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令

※2 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金規則

確定給付企業年金法関係

条文	義務内容	期日等
第15条 ・確定給付企業年金法施行令第8条、9条、58条	企業年金基金の公告	（設立の場合）4週間以内 （変更の場合）2週間以内 （解散の場合）2週間以内
第86条	規約型企業年金の規約の失効	30日以内
第99条	受給権者の死亡届出	30日以内
第100条第1項	報告書の提出	毎事業年度終了後4月以内

確定拠出年金法関係

条文	義務内容	期日等
第 16 条第 1 項 ・ 確定拠出年金 法施行規則第 11 条	企業型年金加入者の氏名及び 住所その他の事項の通知	5 日以内
第 47 条	企業型年金の規約の失効	30 日以内
第 50 条 ・ 確定拠出年金 法施行規則第 27 条	報告書の提出	毎事業年度終了後 3 月以内
第 92 条第 1 項	運営管理機関の登録事項の変 更の届出	2 週間以内
第 93 条	運営管理機関の廃業等の届出	30 日以内
第 102 条 ・ 確定拠出年金 運営管理機関に 対する命令第 12 条	運営管理機関の業務報告書の 提出	毎事業年度終了後 3 月以内
第 113 条第 1 項	企業型年金運用指図者、個人型 年金加入者、個人型年金運用指 図者又は連合会移換者（当該企 業型年金又は個人型年金に個 人別管理資産がある者に限 る。）の死亡届出	10 日以内

国民年金法関係

条文	義務内容	期日等
第 121 条 ・ 国民年金基金 令第 6 条、7 条、 36 条	国民年金基金の公告	（設立の場合）4 週間以内 （変更の場合）2 週間以内 （解散の場合）2 週間以内
第 127 条の 2 ・ 国民年金基金 規則第 8 条第 1 項、第 10 条、第 11 条	加入員の資格の喪失、氏名・住 所の変更	14 日以内
第 137 条の 3 の	国民年金基金の財産目録及び	代議員会の議決日から厚生労働

4 第 2 項、第 137 条の 3 の 10 第 2 項	貸借対照表の備え置き・閲覧 (基金の合併及び分割の場合)	大臣の認可を受ける日まで
第 138 条(第 105 条第 4 項の準用) ・国民年金基金規則第 9 条、第 20 条第 1 項	加入員及び基金又は連合会が支給する年金又は一時金の受給権者の死亡届出	14 日以内
第 140 条 ・国民年金基金規則第 44 条第 1 項、第 2 項	基金の報告書の提出	(業務報告書) 毎年 3 月、6 月、9 月、12 月の翌月 15 日まで (運用報告書) 翌事業年度 5 月 15 日まで